

苫小牧市地域公共交通計画改訂業務 仕様書

1 業務名

苫小牧市地域公共交通計画改訂業務

2 業務背景・目的

苫小牧市（以下、「当市」という）では、人口減少と少子高齢化の進行に加え、バスやタクシーの運転手、整備士等の人材不足により、市民生活に不可欠な公共交通の維持確保が喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、当市における地域公共交通のあり方、活性化、維持のため、事業者・行政・市民・利用者が一体となって取り組み、適正かつ持続可能な公共交通網の形成を目指し、令和２年度に「苫小牧市地域公共交通計画」を策定した。

計画期間は令和３年度から令和７年度までであり、ますます深刻化する運転手不足、少子高齢化、公共交通利用者数の減少といった社会情勢の変容に加え、自動運転技術やAI等の科学技術の進展、苫小牧駅前再整備による交通結節点としての位置付けの変化、さらには大規模半導体工場やデータセンターの立地による大幅な人口流動の変化等、当市の公共交通を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、本計画を改訂する。

3 履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

4 委託料上限額

消費税額及び地方消費税額を含む、7,000,000円を上限額とする。

5 業務内容

本業務は、現計画の評価分析、当市の公共交通を取り巻く現状分析、新たな交通施策の検討、関係者との協議、計画案の作成等を行う。具体的には以下の項目を実施する。

（１） 現計画の目標達成状況と要因分析

現計画に設定された各目標について、定量的な指標に基づき達成状況と未達成状況を整理する。達成目標については更なる改善点を、未達成目標についてはその要因を分析する。

また、現計画策定時から変化した法制度、物価、社会情勢を考慮し、現計画で設定している目標の妥当性についても検証を行う。

（２） 当市の現状・問題点の調査・分析等

当市の人口や高齢化率、施設分布等の地域特性及び人流データ等の活用による人の動きや各公共交通機関の運行状況、利用状況等の交通特性から地域の現状を整理する。

① 各種統計データ等に基づく地域現況の整理

以下に示す項目を整理する。

- ・地域別・年齢階層別人口及び世帯数の推移
- ・地域別外国人人口、労働目的及び世帯数の推移
- ・共働き率
- ・属性別移動特性
- ・バス停カバー圏人口及び圏内人口のバス利用率
- ・総合病院・大規模商業施設・学校等（小中高・高専・大学・専門学校）・公共施設の立地状況
- ・人流データやビッグデータ等の動的データ（または場合により国勢調査等の統計データ）に基づく移動実態
- ・地域別の自家用車利用状況とその理由

② 地域公共交通の現状整理

以下に示す項目を整理する。

（イ） バス

- ・当市のバス路線網、運行ダイヤ（頻度）及びダイヤの変遷
- ・路線別・停留所別の乗降客数（時間帯別）
- ・路線別収支、利用者数、平均乗車人員等及びその推移
- ・バス事業者の従業員数（運転手数・整備士数等）及び推移
- ・市内バス路線が多く結節する点の位置付け
- ・都市間バスの運行ダイヤ及びダイヤの変遷
- ・特定日・特定時間調査による乗降者数及び利用目的

（ロ） 鉄道

- ・当市に係る路線及び各駅における運行ダイヤ
- ・駅別利用者数（時間帯別）や市内区間の輸送データ及びその推移
- ・バスとの接続状況
- ・特定日・特定時間調査による乗降者数及び利用目的
- ・駅別の利用目的

（ハ） タクシー

- ・市内の台数
- ・利用者数（時間帯別）の推移及び利用目的
- ・従業員数（運転手数・整備士数等）及び推移
- ・ユニバーサルデザインタクシー導入台数

・時期やイベント等のシーズン別の課題

③ 交通施策の導入効果分析

東西基幹軸における輸送力強化と効率化及び東西基幹軸の生活拠点からのデマンド型モビリティ等の交通施策について、需要推計に基づき、費用対効果と持続可能性の観点から有効性を評価する。本検討に当たり、当市を含む近隣市町の交通実態に精通し、類似分析業務における専門的な知見を有する学識経験者等の協力を得ることで、効率的かつ質の高い調査を実施する。

④ 上位計画及び関連計画の整理等

当市の上位計画・関連計画との関係性・整合性について整理する。

⑤ 課題、目指すべき姿・対応方針、目標、施策・事業、評価の整理

①、②、③の分析結果と公共交通協議会での議論を踏まえ、「東西基幹軸」「南北支線軸」「特定の場所・時間帯に偏在したスポット需要」という各特性に応じ、課題、目指すべき姿・対応方針、目標、具体的な施策・事業を整理する。

また、今年度別途実施する勇払 AI オンデマンド乗合タクシー実証事業の受託者と連携し、その実証内容、結果、得られた知見等を上記の整理に反映する。

⑥ 本計画案の取りまとめ

上記（１）及び①から⑤までの内容、その他本計画改訂に必要な事項について、市民に分かりやすいよう図表や専門用語の解説等を活用し、計画案として取りまとめる。また、計画案実現に向けた具体的なロードマップ（実施スケジュール及び役割分担）を作成する。

（３） 協議会等の開催・運営支援

当市の実情に即した地域公共交通の実現に必要な事項を協議するため、苫小牧市公共交通協議会または苫小牧市公共交通協議会分科会が開催される際には、運営支援として、会議資料の作成、会議での補足説明、議事録作成等を行う。

（４） 市民へのアンケートの実施・支援

計画改訂に併せて、市民へのアンケートを実施するため、当市と協議の上、実施に当たっての資料作成、実施時期の検討、寄せられた意見の整理、計画改訂への反映等を行う。

（５） パブリックコメント実施の支援

計画素案が完成した段階でパブリックコメントを実施するため、当市と協議の上、実施に当たっての資料作成、寄せられた意見の整理、対応方針案の検討を行い、計画への反映等を行う。

(6) 打合せ

打合せは、第1回打合せと成果品納品1回の計2回に加え、協議会及び分科会開催時に適宜必要な打合せを実施する。

6 成果物

- ・本業務の成果をとりまとめた報告書を作成する。
- ・計画書（本編）（A4カラー） 100部
- ・計画書（資料編）（A4カラー） 25部
- ・上記の電子データ 一式
- ・納期は、契約期間内で指定する日とする。

7 条件・仕様

(1) 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後の一括払いとする。

委託料は、受託者からの請求をもって支払いを行うものとし、当市は、適法な請求を受理した後、30日以内に支払うものとする。

(2) 提出物の所有権等

本業務等により作成し、当市に提出した成果物の所有権及び著作権は当市に帰属するものとし、当市において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(3) 受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。

- ① 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完了させること。
- ② 受託業務の担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を当市に報告し、臨時担当者の氏名を通知した上で業務を継続すること。
- ③ 本業務に係る一切の費用は、受託者の負担とすること。
- ④ 業務上知り得た情報を漏洩または業務外の目的で使用しないこと。また、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- ⑤ 本業務の履行に伴い問題が生じた場合は、その都度、当市と受託者が協議し、解決を図ること。
- ⑥ 受託者は、委託業務の実施にあたり当市、交通事業者、地域住民及び関係事業者との信頼関係構築に努め、密に連携を図ること。また、業務遂行に当たっては、学識経験者等、知識と経験を有する者との十分な意見交換を行いながら実施すること。
- ⑦ 受託者は、作業の実施に当たっては、当市と連携を密に取り、十分に協議する

こと。疑義が生じた場合は、速やかに当市の指示を受けること。

(4) 仕様書の順守

本仕様書及び提案書に記載した内容については、誠実に履行すること。

8 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL : 0144-84-4071 MAIL : matidukuri@city.tomakomai.hokkaido.jp